

# サプライチェーン ESG デューデリジエンス 要件に関する 2024 年版ガイド

2024 年第 2 四半期 | バージョン 2.0

LRQA

# 目次

|                              |    |   |
|------------------------------|----|---|
| 概要                           | 03 | → |
| 開示基準とデューデリジェンス規則の違いと関係性      | 04 | → |
| 環境法令                         | 10 | → |
| 人権擁護法令                       | 20 | → |
| コンプライアンス・ギャップの解消とトレーサビリティの強化 | 39 | → |
| 将来への準備                       | 45 | → |

# 概要

企業は、対象範囲の進化と厳格性の強化を特徴とするサプライチェーンのESG（環境・社会・ガバナンス）デューデリジェンスの法制化という新しい時代に直面しています。規制の枠組みは地域間で異なり、地域毎に重視されるESGの構成要素も異なっているため、世界中でサプライチェーンを運営している企業は法令遵守に対して多面的に取り組む必要があります。さらに、新法では留置貨物だけでなく、拘束さえも法令違反に対するペナルティの対象になるおそれがあるため、遵守不履行に伴うリスクは高まっています。

**法令遵守は、もはやサステナビリティのためのマーケティング手法ではなく、サプライチェーンの混乱や財務的負担はもちろん、風評被害を防ぐ上で必要不可欠であることは明らかです。**

本ガイドでは、デューデリジェンス法間の微妙な違いを明確にし、地域ごとの規制の概要、それぞれの具体的な要件、現行のプログラムを修正して法令を遵守する方法のほか、将来の規制環境に備える方法を企業に提供することを目的としています。

個々の組織レベルで法令遵守に努めるだけでは不十分であり、組織のエンド・ツー・エンド事業活動全体にわたって法令遵守の徹底した適用に努めることが必要不可欠です。本ガイドは、サプライヤーベースおよびそれぞれの所在地に基づいて義務付けられる次の具体的な要件に関し、深い洞察力のある診断の実施を企業に求めるものです：排出量追跡義務とは？人権擁護報告やリスク管理システムに関する職務権限とは？あらゆる要件について責任を持つ必要があります。

本ガイドは、法律制定の進化と、それがデューデリジェンス戦略をどのように形作り、リスク管理に関する認識をどのように変化させているかという点も明らかにしています。例えば、欧州の法律は、これまでどちらか一方に重点を置いていましたが、現在では企業による人権への影響と環境への影響の両方を網羅する法制化の動きが始まっています。

米国では、ウイグル強制労働防止法（UFLPA）など、人権擁護に主な焦点が当てられてきましたが、米国政府は欧州諸国に倣い、ESG全体を網羅する規制の導入に着手すると予想されています。そのため、グローバル企業にとって、世界の様々な地域特有の規制の枠組みを認識することが必要不可欠になっています。これは、法令遵守にととまらず、競争上の優位性の獲得に向けた動きだと言えます。

サプライチェーンに関する知識の欠如はもはや非政府組織（NGO）の報告書で取り上げられるだけの問題ではありません。企業は来るべき規制の影響に備え、優先順位をつけることが戦略上必須となるのです。ビジネスの業績は、地球や地域社会のニーズに沿ったものでなければならないということが求められています。サプライチェーンの透明性、環境影響評価、人権への配慮のいずれにおいても、本ガイドは、企業が優先事項を規制要件と整合させることを支援します。



# 開示基準とデューデリジェンス規則の違いと関係性

規制について踏み込む前に、まず、情報公開基準とデューデリジェンス法令の相違点と両者の相互関係について理解することが重要です。報告開示基準の報告とサプライチェーンのデューデリジェンス規制は異なった概念ですが、企業の責任と規制遵守という文脈では関連しています。この2つの要素を理解することで、報告の強化と効果的なデューデリジェンスの枠組みを構築することができます。

## このセクションにおける主な背景的要点：

- 報告開示とデューデリジェンス法令の相違点
- 開示基準の課題
- 開示基準の利点
- 参考となる主な任意開示基準と義務的開示基準
- 報告要件の調整：注意事項





# 開示基準とデューデリジェンス規則の違いと関係性

## 報告開示とデューデリジェンス法令の区別

報告開示基準とは、企業がそれぞれのESG（環境・社会・ガバナンス）慣行に関連した情報開示の方法を概述した枠組みやガイドラインを指します。サプライチェーン・デューデリジェンス規制は法的な枠組みまたは政策的な枠組みで、サプライチェーン内の潜在的な悪影響に対処するために十分な評価を実施し、防止措置を講じることを企業に義務付けています。

事業を行っている地域に関連する特定のサプライチェーン・デューデリジェンス規制を遵守する手段としてと同時に、企業はサステナビリティ情報開示基準をESG報告全体の指針として使用することができます。

報告開示基準は、企業が広範なサステナビリティへの取組みについて透明性のある報告を行う際の指針となる一方で、サプライチェーン・デューデリジェンス規制は、責任ある事業活動を促進するために、サプライチェーン内のリスクを特定し、対処することに特に重点を置くことを義務付けています。

情報開示の枠組みは、企業がデューデリジェンス法令を遵守するための枠組みとして、重要性を増してきています。内部文書の作成と外部への報告は、企業が規制を遵守するために構築を義務付けられているデューデリジェンス・システムにおける中心的な要素です。例えば、EUが提案しているコーポレート・サステナビリティ・デューデリジェンス指令（CSDDD）では、企業は自社のデューデリジェンス・システムに関する情報開示を負うこととなります。ただし、当該組織がコーポレート・サステナビリティ報告指令（CSRD）の適用対象でもある場合、追加の報告義務は適用されません。サプライチェーンにおけるリスクを効率的に報告し、当該リスクを軽減するための厳格なプロセスを導入するためには、企業は開示基準と規制要件の両方を考慮する必要があります。

| 開示基準  | デューデリジェンス規制   |
|---|---|
| <p><b>目的：</b> 開示基準は、サステナビリティと責任あるビジネス慣行に関する報告のための一貫性があり比較可能な一連の指標を確立することによって透明性と説明責任を促進することを目的としています。ESG情報の報告プロセスを構築。</p> | <p><b>目的：</b> これらの規制は、企業がサプライチェーンにおける人権侵害、環境破壊、非倫理的慣行に関連するリスクを特定し、リスクの軽減に努めることを目指しています。企業が報告しているESGリスクを軽減するプロセスを確立すること。</p> |
| <p>通常は任意ですが、報告要件を課す国が増えています（例えば、欧州連合（EU）におけるCSRD）。</p>  | <p>強制的な法的要件である場合が多く、その多くは経済協力開発機構（OECD）のデューデリジェンス・ガイドラインを中心的な枠組みとして利用しています。</p>   |
| <p>企業がESG（環境・社会・ガバナンス）戦略、ガバナンス、業績を利害関係者に報告する際に従うべき一連のガイドライン。</p>  | <p>人権侵害、環境破壊、その他の悪影響がないサプライチェーンを確保するために企業が従うべき一連の規則とガイドライン。</p>   |
| <p><b>対象範囲：</b> 報告開示基準は、環境パフォーマンス、社会的責任、コーポレート・ガバナンスなど、サプライチェーンを越えて拡張する広範な項目を網羅する場合があります。</p>                             | <p><b>対象範囲：</b> サプライチェーン・デューデリジェンス規制は、特に、労働者の権利、環境のサステナビリティ、人権などの問題に焦点を当てながら、サプライチェーン内での慣行や影響に対処しています。</p>                  |
| <p><b>例：</b> 共通報告基準には、グローバル・レポーティング・イニシアチブ（GRI）、サステナビリティ会計基準審議会（SASB）、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）などがあります。</p>                 | <p><b>例：</b> 注目すべき例としては、ドイツのサプライチェーン・デューデリジェンス法や、EUが提案しているCSDDDなどがあります。</p>   |

## 開示基準とデューデリジェンス規則の違いと関係性

### 開示基準の課題：

#### グローバル・サプライチェーン の複雑性



現代のサプライチェーンは、複数の国にまたがる 경우가多く、また数多くの仲介者を介在させる場合があります。このプロセスのあらゆる段階を追跡して報告することは、特に中小企業にとっては厳しい課題になる場合があります。

#### 標準化の欠如



開示要件は法域によって異なる可能性があり、企業は、様々な任意の追加的な報告の枠組みから選択することもできます。世界各地での様々な報告要件の改正によって、サステナビリティに対する取組みを利害関係者に報告している企業にとっては困難な状況が生じています。このような標準化の欠如によって、企業が開示すべき情報の内容と自社の戦略や業績を提示する方法を知ることが困難になっています。また、基準が異なっていることも、報告基準や指標が一貫性を欠く結果となり、投資家が企業業績やリスク特性に対する ESG 要素の真の影響を見極める際の障害になっています。

#### 資源集約型



厳格な情報開示プロセスを開発し、それを維持するためには、多大な時間、資金および専門知識が必要になるため、このプロセスは資源集約型になる可能性があります。比較的規模の小さい企業にとっては特に難しい課題です。

### 開示基準の利点：

サステナブルで責任あるビジネス慣行を重視する動きが引き続き勢いを増す中、ESG報告を積極的に取り入れ、ESG報告に優れている企業は、利害関係者の信頼、市場の競争力、規制が進化する中でのレジリエンスという観点から、長期的に恩恵を享受すると見えています。そのためには、まず報告開示要件を理解し、新しい法律や今後制定される法律をさらに徹底して遵守するために活用できる方法を理解する必要があります。

簡単ではありませんが、開示基準は企業のベストプラクティスの促進に寄与します。効果的な開示基準があれば、企業は業務の透明性を高めることができます。企業が倫理的かつサステナブルな事業運営を行っていることを証明するよう求める消費者や投資家からの圧力は、ますます強まっています。グローバル・レポーティング・イニシアチブ（GRI）や各市場で義務付けられている開示基準など、世界的に認知された開示基準を遵守することによって、企業はサステナブルな事業活動を維持していることが証明できます。

情報開示基準は、企業が自社のサプライチェーンにおけるリスクを特定および管理し、規制要件を遵守する上でも有益です。いくつかの管轄区域では、企業がサプライチェーン・オペレーションの側面を開示することを法的に義務付けています。基準は、企業がこれらの要件を満たす上で役立ちます。企業、規制当局、利害関係者が持続可能な開発に伴う課題と機会への取組みを続ける中、開示基準はさらに進化することが考えられます。

## 任意のよく使用されている報告基準：

- GRI | グローバル・レポーティング・イニシアチブ
- TCFD | 気候関連財務情報開示タスクフォース
- SASB | サステナビリティ会計基準審議会
- IFRS | 国際財務報告基準
- ISSB | 国際サステナビリティ基準審議会 (IFRSの一部)

## 義務的報告基準の例：

### 英国 2006 年会社法（戦略報告書および取締役報告書）規則

**適用対象：**  
英国法人に義務付け

**内容：**  
戦略報告書には環境問題や社会問題などの、非財務情報も含むことが義務付けられます。

**ペナルティ：**  
報告要件を遵守しなかった企業は、規制当局から罰金を課される可能性があります。  
報告義務を履行しなかった企業の取締役は資格剥奪処分を受ける可能性があります。一定の期間にわたって取締役を務めることができなくなります<sup>1</sup>。

### スイス債務法典

**適用対象：**  
フルタイム従業員 500 名以上、総資産 3,000 万スイスフラン (3,100 万米ドル) 以上、または年間売上高 4,000 万スイスフラン (4,150 万米ドル) 以上の企業。

**内容：**  
債務法典は、環境問題、社会問題、人事問題、人権の尊重および腐敗との闘いに関連したサプライチェーン活動に関する年次報告書の提出を企業に義務付けています。これらの分野でリスクを抱える企業は、とりわけ紛争鉱物や児童労働に留意し、それらの問題に対処する管理システムとサプライチェーン・ポリシーを実施する必要があります。

**ペナルティ：**  
これらの義務に違反した場合、最高で 10 万スイス・フランの罰金を課される可能性があります。

**効力発生日：**  
2022 年から有効。報告義務は 2023 会計年度から適用<sup>2</sup>。

1. 英国2006年会社法 - [リンク](#)

2. スイス債務法典 - [リンク](#)

# 開示基準とデューデリジェンス規則の違いと関係性

## 義務的報告基準の例：

### EU のコーポレート・サステナビリティ報告指令（CSRD）

#### 適用対象：

2024 会計年度以降は、それまで NFRD（Non-Financial Reporting Directive、非財務情報開示指令）に基づく報告を義務付けられていた従業員 500 名以上の企業が影響を受けます。初回の報告書は 2025 年に発表予定。

2025 会計年度以降は、従業員 250 名以上、または資産規模が 2,000 万ユーロを上回るか、純売上高が 4,000 万ユーロ上回る（またはその両方の）企業が影響を受けます。初回の報告書は 2026 年に発表予定。

2026 会計年度以降は、EU を拠点とする上場中小企業が影響を受けます。ただし、当該企業は 2028 報告年度までオプトアウトを選択できます。

2028 会計年度以降は、EU 域内での純売上高が 1 億 5,000 万ユーロを上回る EU 域外の企業、および売上高が 4,000 万ユーロを上回る子会社または支店を EU 域内に少なくとも 1 つ置いている EU 域外の企業が影響を受けます。

#### 内容：

EU の大企業および EU 域内で事業活動を行っている上場企業は、年次報告書を公表し、その中で、サステナビリティに関する問題が事業にどのような影響を与えているか、また事業活動が人や環境にどのような影響を与えているかを報告する必要があります。企業は、重要なトピックを特定するため「ダブルマテリアリティ」評価を実施し、欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）\* に従うとともに、報告書について第三者保証を実施する必要があります。

#### ペナルティ：

ペナルティは、個々の加盟国が国内法に置き換える作業の進捗状況によって異なります。本レポートの公表時点では、フランスがこの指令を国内法に置き換えた最初の国となり、指令に違反した場合には最大で 75,000 ユーロの罰金および最長 5 年の禁固刑を導入しています。

#### 効力発生日：

2023 年から有効<sup>3</sup>。

### \* 欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）

ESRS には、企業が ESG サステナビリティに関する事項に関連した重大な影響、リスク、機会について開示すべき情報が明記されています。一般的な要求事項、気候変動、汚染、影響を受けたコミュニティなどの事項が明記されています。

ESRS にはダブルマテリアリティ評価要件が含まれており、企業はより広範な社会的・環境的背景への影響のほか、ESG（環境・社会・ガバナンス）ファクターが自社の業績に及ぼす影響について評価する必要があります。

適用対象企業は、2025 年に公表される報告書について、2024 会計年度に同基準を適用する必要があります。上場中小企業は、2028 年まで任意でオプトアウトできる条件付きで、2026 年から報告を義務付けられ、EFRAG が来年策定する別の適切な基準に従った報告も可能になります<sup>4</sup>。

3. EU コーポレート・サステナビリティ報告指令（CSRD） - [リンク](#)

4. 欧州サステナビリティ報告基準（ESRS） - [リンク](#)

# 開示基準とデューデリジェンス規則の違いと関係性

## 報告要件の調整：注意事項

### 守るべき事項

- ✔ 報告要件とその目的を理解
- ✔ 気候に関する報告と気候問題を改善する企業文化を構築
- ✔ 組織内の説明責任を決定
- ✔ データ収集、修正および方法論の見直しと標準化
- ✔ データ品質、報告能力と報告頻度など、必要な統制機能を備えた反復可能なプロセスを構築
- ✔ 報告への変換
- ✔ 第三者検証の実施 - 70%の投資家が検証を義務化すべきであると考えています<sup>5</sup>

### 禁止事項

- ✘ 不明確な境界線を創造
- ✘ グリーンウォッシュ
- ✘ 一貫性または完全性を欠いた報告
- ✘ 利害関係者とのエンゲージメントを軽視
- ✘ 画一的なアプローチを利用
- ✘ 報告の検証または確認を制限
- ✘ スコープ3排出量の優先順位を引き下げ
- ✘ 限定的な社内の専門知識

5. PWC グローバル・インベスター・サーベイ、2021年 - [リンク](#)

## 優良な慣行を定着させる方法：

### サステナブルな成長



#### ギャップ査定

ソフトウェア、方法論、スキル、文化の整合性および目標に対する専門知識をレビュー  
国際的な枠組みを利用したアプローチを標準化



#### 事業活動

ギャップ査定の評価結果を実行  
整合・標準化されたデータを収集、浄化および分析  
報告可能な形式に変換



#### 経営陣

結果をレビュー  
改善点を特定  
リソース配分、戦略および要求事項をレビュー  
利害関係者との話し合い



#### 検証と報告

反復可能なプロセスを構築  
測定のベースライン  
外部から検証  
成果を紹介  
新しい目標を設定

### 保証戦略の開発

# 環境法令

気候変動に対する世界的な懸念の高まりに伴い、規制当局に対するスコープ3データの重要性が増大してきました。このことが課題となっています。ほとんどの組織は、比較的容易に追跡できるスコープ1およびスコープ2の排出量データの追跡を算定の活動の中心にしてきました。スコープ3は、自社の事業活動の上流、下流の両方におけるすべての排出量をカウントするもので、企業の環境影響の大部分を占めているにもかかわらず、ほとんどの企業にとってはこれまで重要視されてきませんでした。以下は、スコープ3排出量の概要と、企業がスコープ3排出量の追跡と管理の優先順位付けを開始できる方法の概要です。

## このセクションにおける主な背景的要点：

- Wスコープ3排出量とは？
- スコープ3排出量の追跡に関わる課題
- スコープ3算定を導くソリューション
- 環境法令に対する地域別のアプローチ
- 主な環境デューデリジェンス規制と義務的開示要件



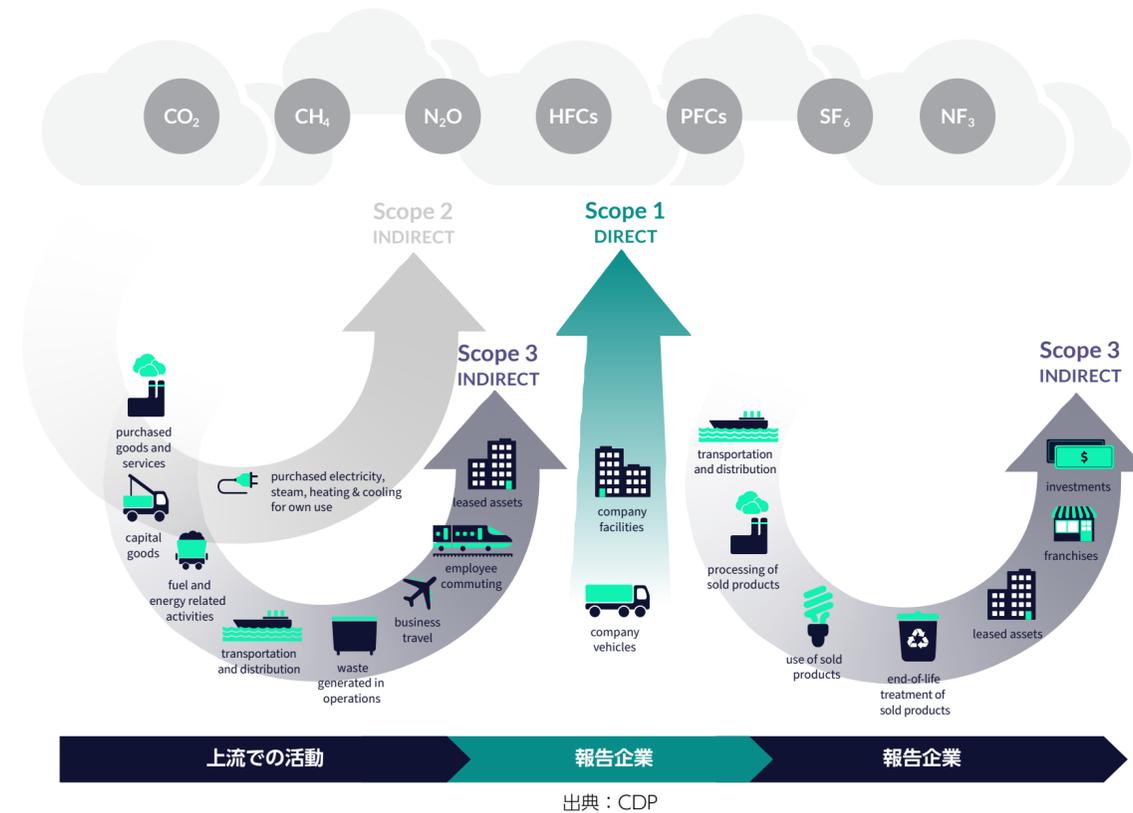
# 環境法令：スコープ3に焦点を当てる

## スコープ3 排出量とは？

スコープ3 排出量には、上流と下流の両方での活動を含む、企業のバリューチェーンから生み出される間接的な排出量が含まれます。この排出量は、企業が所有または管理している排出源に起因したものではありませんが、サプライヤー、顧客、販売した製品の使用など、事業活動と関係する排出源から発生したものです。

スコープ3 排出量はサプライチェーンの排出量の75%以上を占めているため、企業がスコープ3 排出量の報告を怠るか、または不正確な報告を行うと、自社のカーボンフットプリント全体に関する見方が歪められることになります。

直接排出とエネルギーに関連した間接的な排出量をそれぞれ包含するスコープ1 やスコープ2 とは異なり、スコープ3 排出量には上流のサプライヤーから下流の顧客に至るバリューチェーン全体が含まれます。



出典：CDP

## バリューチェーン全体の排出量の概観と範囲

### スコープ1

報告企業が**所有または管理**している事業活動からの排出量。

### スコープ2

報告企業が**購入または取得**し、消費した電力、蒸気、暖房、冷房から発生した排出量。

### スコープ3

報告企業のバリューチェーンで発生するすべての間接的な排出量（スコープ2に含まれない）で、上流と下流の両方の排出量を含む。

#### 上流でのスコープ3 排出量

- 購入した物品とサービス
- 資本財
- 燃料およびエネルギー関連の活動（スコープ1またはスコープ2には含まれない）
- 上流での輸送と流通
- 事業活動から発生した廃棄物
- 出張
- 雇用者の通勤
- 上流でリースされた資産

#### 下流でのスコープ3 排出量

- 下流での輸送と流通
- 販売した製品の加工
- 販売した製品の使用
- 販売した製品の廃棄
- 下流でリースされた資産
- フランチャイズ
- 投資

### スコープ3排出量の算定は複雑で、時間を要する場合がある

#### ステップ1

関連するスコープ3の  
カテゴリーを決定し、ス  
コープ3の境界を設定

#### ステップ2

計算方法を決定

#### ステップ3

データを収集し、排出  
量を計算

# 環境法令：スコープ3に焦点を当てる

## スコープ3 排出量の追跡をめぐる課題

サプライチェーンの関係には相互につながる性質があり、関係するデータソースも多様であるため、明確で正確な排出量データを入手するのは困難です。スコープ3のCO<sub>2</sub>排出量データを収集する際には以下のような課題があります：

|   |   |
|---|---|
|    | <b>データの有用性</b><br>排出量の追跡のためにサプライヤーの開示に頼ることは、スコープ3排出量を完全に可視化する上で課題になる可能性があります。 |
|   | <b>データの品質</b><br>開示されたデータや検証されていないデータは、一貫性、正確性および完全性において大きく異なる場合があります。        |
|  | <b>資源集約型</b><br>スコープ3排出量の追跡には、職員の時間、技術的能力、財政的な投資が必要です。                        |

## スコープ3 算定を導くソリューション

スコープ3 排出量の追跡には、戦略的で体系的なアプローチが求められます。組織は、このプロセスを次のようにして始めることができます：

|  |   |
|--|---|
| <b>スコープ3 カテゴリーの特定</b><br>組織は、事業活動を関連するカテゴリーに区分するとともに、購入した物品とサービスまたは輸送と流通など、スコープ3の排出量が多い分野を特定する必要があります。                                       | <b>テクノロジーの活用</b><br>CO <sub>2</sub> データの収集とスコープ3排出量の追跡には、現場での厳密な評価と同時に、データの収集、分析および報告を効率化するツールとテクノロジーを導入する必要があります。    |
| <b>利害関係者の関与</b><br>スコープ3排出量の削減は、個々の企業レベルにとどまりません。企業は、サプライヤー、顧客、その他の主要な利害関係者と協力してデータを収集し、バリューチェーン活動の影響を評価するとともに、目標に関する調整を理解し、その実施に努める必要があります。 | <b>ベースラインと科学的な裏付けのある目標の設定</b><br>スコープ3排出量のベースライン測定を確立し、長期的に進捗状況を追跡。これにより、組織は効果が期待される削減目標を設定し、排出量削減戦略の有効性を評価することができます。 |

このような排出カテゴリーの定量化と対処には、バリューチェーン全体にわたる緊密なエンゲージメント、協力、連携が必要です。当初の排出量算定に用いる正確なデータを入手するためには、社内の調達チームから社外のサプライヤーとベンダーに至るまで、すべての関係者を巻き込むことが不可欠です。

企業の広範なエコロジカル・フットプリントに対してますます敏感になっている規制環境において、包括的なスコープ3排出量を追跡する必要性はかつてないほど差し迫っています。戦略と正確なデータ報告の両面で、こうしたサステナビリティ要素を優先することにより、組織は自らを環境に対して責任ある存在として位置付けるとともに、レジリエンスや信頼性のほか、長期的な継続性を育みます。

## 環境法令に対する地域別のアプローチ

環境デューデリジェンス法令は地域によって大きく異なるため、そのアプローチはそれぞれの法域の法的枠組みや規制の枠組みの影響を受けます。

### 欧州

EU は環境規制に対してもっと調和のとれたアプローチを採用しています。EU は、加盟国全体で共通の基準を設定する指令と規制を実施していますが、その詳細については後述します。EU は、循環型製品サイクルと産業全体での廃棄物削減に焦点を当てた循環型経済行動計画や欧州グリーン・ディールなど、域内の政策に影響を与える様々な気候変動イニシアティブを展開しています。

### 米国

米国では、連邦と州の両方のレベルで環境規制が施行されています。連邦法が広範な基準を設定すると同時に、個々の州には独自の環境規制を制定し施行する権限が付与されています。そのため、要求事項や施行方法は州によって異なる可能性があります。カリフォルニア州やニューヨーク州など、一部の州は、全米レベルでのデューデリジェンスに影響を及ぼす可能性のある規制の先頭に立っています。

### アジア

アジア諸国は、環境デューデリジェンスに対して多様なアプローチを採用しています。日本のように厳格な環境規制を実施している国もあれば、包括的な枠組みの策定と施行に向けたプロセスを進めている国もあります。

## 世界の動向

しかし、世界的に見ると、サプライチェーンにおける環境影響とスコープ 3 排出量を規制するアプローチには、以下に概述されているとおり、責任ある調達プログラムの 5 つのカテゴリーの各々で共通点が見られます。

### 戦略

新しい規則では、環境に配慮した製品設計、過剰生産の抑制、事業活動から生じる悪影響の軽減を決意表明するなど、環境計画を戦略に組み込むことを企業に義務付けています。

### 内部調整

取締役会は環境に関する誓約、KPI、目標を直接監督する責任を負っています。企業は、個別の（スコープ 1）排出量と廃棄物発生量の報告を義務付けられています。

### 透明性およびトレーサビリティ

企業は、サプライチェーンから生成されるスコープ 2 排出量と廃棄物について広く周知させるとともに、その説明責任を負っています。

### サプライヤーのモニタリングおよびエンゲージメント

企業は、上流のサプライヤーによる環境影響のモニタリングと説明のほか、サプライヤーと協力して悪影響を軽減することをますます求められるようになっています。

### 報告要件

企業に対して、排出量や廃棄物に関する情報公開を求める規制がますます増えています。

## 主な環境デューデリジェンス規制と義務的開示要件

\* 施行されている

### カリフォルニア州上院法案 253：気候企業データ説明責任法

#### 適用対象：

カリフォルニア州で事業活動を展開し、米国を拠点に、年間の総収入が 10 億米ドルを上回るパートナーシップ、法人、有限責任会社、その他の事業体（約 5,300 社）。

#### 内容：

この法案により、企業は、温室効果ガス（GHG）の直接および間接の排出量（スコープ 1、2、3）、基準汚染物質、有害大気汚染物質の報告を義務付けられています。企業は第三者保証を入手する必要があり、報告は政府のデジタル・プラットフォームで一般公開されます。法案には、報告書は「[理解しやすい] もの」とすると明記されています。

#### ペナルティ：

報告書の不提出、提出遅延、または法案の要求事項を満たさない場合、法案への違反に対して罰則が課されます。罰金は明記されていませんが、最大 50 万米ドルとなる可能性があります。

#### 効力発生日：

企業は 2026 年から 2025 年の GHG 排出量データの開示を義務付けられ、2027 年にはスコープ 3 排出量の報告が始まる見込みです<sup>6</sup>。

### 気候変動上院法案 261：気候関連財務リスク法

#### 適用対象：

カリフォルニア州で事業活動を行い、米国を拠点に、年間の総収入が 5 億米ドルを上回るパートナーシップ、法人、有限責任会社、その他の事業体（約 10,000 社）。

#### 内容：

この法案は、気候関連財務リスク報告書の作成を企業に義務付けるものです。TCFD（気候関連財務開示タスクフォース）による提言の最終報告書（Final Report of Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures）に記載されている推奨されるフレームワークと開示事項に従い、企業の気候関連財務リスクおよび気候関連財務リスクの削減と適応を目的に採用された施策の開示が求められます。この法案は、対象企業に対し、報告書の写しをインターネット上の自社のウェブサイトで一般公開することを義務付けます。

#### ペナルティ：

法案に違反した場合の罰金は最高 5 万米ドルとなる可能性があります。

#### 効力発生日：

企業は 2026 年 1 月 1 日までに上述した報告書を提出し、それ以降は隔年で提出する必要があります<sup>7</sup>。

6. カリフォルニア州上院法案 253：気候企業データ説明責任法 - [リンク](#)

7. 気候変動上院法案 261：気候関連財務リスク法 - [リンク](#)

## 主な環境デューデリジェンス規制と義務的開示要件

### カリフォルニア州の自主的炭素市場開示の法案（下院法案 1305）

#### 適用対象：

この法律は、以下のような主張をしている 1) カリフォルニア州内で事業活動を行っている企業、または 2) 自主的なカーボンオフセット（VCO）を購入もしくは使用している企業のいずれかに適用されます。

- (i) ネットゼロの実現に関する主張
- (ii) 当該企業、関連企業もしくはその製品が「カーボン・ニュートラル」であること
- (iii) 当該企業、関連企業もしくはその製品によって気候に対する二酸化炭素や温室効果ガスが純増していないこと、また二酸化炭素や温室効果ガスの排出量を大幅に削減してきたことを暗示する主張

#### 内容：

企業は、その主張に至った経緯および全体目標に対する中間の進捗状況の測定方法を文書化した「すべての情報」を開示する必要があり、その中には科学的な根拠に基づいた排出削減目標および排出量と排出削減量を評価する方法が含まれます。企業は、これらの主張が第三者によって検証されているか否かも開示しなければなりません。

自主的なカーボンオフセットを購入または使用して、上記の主張を行っている企業は、次の事項も開示する必要があります：

- a. オフセットを販売している企業体の名称およびオフセットレジストリまたはプログラム
- b. 該当する場合には、プロジェクト識別番号
- c. 該当する場合には、レジストリまたはプログラムに記載されているプロジェクトの名称
- d. 購入したオフセットが、CO<sub>2</sub> の除去、回避された排出量、またはその両方の組み合わせのいずれに由来するかを含むオフセット・プロジェクトの種類、およびサイトの所在地

- e. 排出削減量または除去効果の見積もりに使用した具体的なプロトコル
- f. 記載されている企業データや企業の主張に関する独立した第三者による検証の有無

#### ペナルティ：

企業のウェブサイトで情報を入手できなかった場合、または情報が不正確であった場合には、1 日当たり 2,500 ドル以下、総額で 50 万ドルを上限とする懲罰的損害賠償。

#### 効力発生日：

2023 年 10 月に発効<sup>8</sup>

8. カリフォルニア州の自主的炭素市場開示の法案（下院法案 1305） - [リンク](#)

## 主な環境デューデリジェンス規制と義務的開示要件

### 米国証券取引委員会（SEC）紛争鉱物の使用に関する開示規則

#### 適用対象：

最終規則は、タンタル、スズ、金またはタングステンを含む鉱石を使用する企業が、(1) 証券取引所法に基づいて SEC に報告書を提出している場合、または (2) その鉱石が、当該企業によって製造または製造委託された製品の「機能性または生産にとって必要」な場合に適用されます。

#### 内容：

この規則により、指定された鉱石を使用する企業は、いずれかの鉱石が対象国で産出されたものか、またはスクラップもしくはリサイクルされたものかを判断するために合理的に設計された「原産国」調査の誠実な実施を義務付けられています。企業は、紛争鉱石の原産地に関する主張を、実施した調査とその結果に関する説明とともに、様式 SD で開示する必要があります。鉱石がリサイクルされたものではなく、紛争の影響を受けた地域で産出された疑いがある場合には、デューデリジェンスが必要となり、紛争鉱石報告書を様式 SD とともに提出し、報告書を企業のウェブサイトで入手できるようにする必要があります。

#### 効力発生日：

2012 年に発効<sup>9</sup>。

### 提案されているニューヨーク州法案

#### ニューヨーク州 SB 7705

ニューヨーク州で事業を行い、年間の総収入が 10 億ドルを上回る企業に対し、当該企業のスコープ 1、2、3 の GHG 排出量の報告と検証を義務付けるとともに、規制と開示を義務付けます<sup>10</sup>。

#### ニューヨーク州 SB 5437

前暦年の年間の総収入が 5 億ドル以上で、州内での事業活動を行う権限が付与され、金融サービス局の監督下に置かれている特定の法人に対し、毎年、気候関連財務リスク報告書を作成し、州長官に提出すること、および当該報告書を一般公開することを義務付けます<sup>11</sup>。

#### ニューヨーク州 SB 4746

ファッション関係の販売業者に対し、標準化された環境・社会デューデリジェンス・ポリシーに関する説明責任を義務付けます。また、環境保全に役立つプロジェクト、またできる限り損傷が発生した現場において、直接影響を受けた労働者とコミュニティにとって直接かつ検証可能な形で有益な労働修復プロジェクトの実施を目的とするファッション修復基金の設立を義務付けます<sup>12</sup>。

#### ニューヨーク州 SB 897

売上高が 10 億ドルを上回る企業に対し、排出量レジストリの目的から、自社の排出量を環境保全省（DEC）に対して毎年報告することを義務付けます。企業、その子会社、およびサプライチェーンから直接生成される排出量（法案では、「スコープ 1」排出量、「スコープ 2」排出量、および「スコープ 3」排出量と呼ばれています）を含みます。報告企業に対して自社の排出量に関する独立した検証を義務付けます。排出量レジストリを DEC のウェブサイトで公開することを義務付けます<sup>13</sup>。

9. SEC 紛争鉱物の使用に関する開示規則 - [リンク](#)

10. ニューヨーク州 SB 7705 - [リンク](#)

11. ニューヨーク州 SB 5437 - [リンク](#)

12. ニューヨーク州 SB 4746 - [リンク](#)

13. ニューヨーク州 SB 897 - [リンク](#)

## 主な環境デューデリジェンス規制と義務的開示要件

### EU 炭素国境調整メカニズム (CBAM)

**適用対象：**

生産活動が炭素集約的で、カーボンリーケージのリスクが最も高い指定物品（セメント、鉄、鉄鋼、アルミニウム、肥料、電力、水素）の EU への輸入業者。

**内容：**

指定されたエネルギー集約的な物品の輸入業者に対し、輸入した物品について、EU 排出権取引制度（ETS）の排出枠の価格に相当する課徴金の支払いを義務付けます。

**ペナルティ：**

移行期間中は、非報告対象の体化排出量 1 トン当たり 10 ユーロから 50 ユーロの罰金が適用されます。放棄されなかった二酸化炭素換算量 1 トン毎に 100 ユーロ。

**効力発生日：**

CBAM は 2023 年 10 月に「移行期間」として適用を開始し、輸入業者の初回の経過措置報告期間は 2024 年 1 月 31 日に終了。その後、規制の適用範囲が拡大され、2026 年には完全施行される予定です<sup>14</sup>。

### EU 森林破壊防止規制 (EUDR)

**適用対象：**

企業規模や業種に関わりなく、規則で定義されている関連商品や製品を EU 市場に投入している事業者や貿易業者、または EU 市場からそれらを輸出している事業者や貿易業者。

**内容：**

この提案は、森林破壊とは無関係の合法的な製品のみを EU 市場で流通させることを目的に、EU 市場での特定の商品の流通を希望する企業に対する義務的なデューデリジェンス・ルールを設定しています。規制対象は、コーヒー、ココア、畜牛、パーム油、大豆、ゴム、木材の主要 7 品目とし、レザー、オイルケーキ、チョコレートなどの派生製品も含まれます。森林伐採された土地で生産された場合、または現地の法令に違反して生産された場合は、該当する商品と製品のいずれであってもその販売と輸出は違法となります。

**ペナルティ：**

規制の違反が発覚した場合、EU 全体の売上高の 4% を上限とする罰金、関連する商品と製品の没収、収益の没収、関連する経済活動の停止もしくは禁止、公共調達プロセスからの除外などの制裁を課される可能性があります。

**効力発生日：**

2023 年 6 月に発効し、EUDR を遵守していない商品に関する禁止は 2024 年 12 月 31 日（また中小企業の場合は 2025 年 6 月 30 日）から効力を生じます<sup>15</sup>。

14. EU 炭素国境調整メカニズム (CBAM) - [リンク](#)

15. EU 森林破壊防止規制 (EUDR) - [リンク](#)

## 主な環境デューデリジェンス規制と義務的開示要件

### EU タクソノミー規制

**適用対象：**

EU の公的機関、金融機関、非財務情報開示指令（NFRD）の適用対象企業。

**内容：**

企業に対し、（EU の 6 つの環境目標に基づいた）経済活動のタクソノミー評価を義務付けます。次に、企業は、売上高、設備投資（CapEx）、事業運営費（OpEx）などの KPI を介して、タクソノミーが適用される活動とタクソノミーと整合する活動の割合を開示する義務を負います。

**ペナルティ：**

この規制の遵守不履行は、罰金、訴訟、または特定の市場からの排除を招来するおそれがあります。

**効力発生日：**

2022 年に発効<sup>16</sup>。

### ニュージーランド金融セクター（気候関連開示等）修正法案

**適用対象：**

総資産が 10 億ドルを上回る登録銀行、信用組合、ビルディング・ソサエティーなどの大手金融機関。

**内容：**

すべての適格市場参加者に対し、気候関連情報開示の実施を義務付けます。企業は、TCFD のフレームワークに基づいた 3 つのニュージーランド気候基準（NZ CS1、NZ CS2、NZ CS3）に照らした報告を義務付けられます。

**ペナルティ：**

遵守不履行が発覚した個人は、最長 5 年の禁固刑または 50 万 NZ ドルを上限とする罰金（またはその両方）を課される可能性があります。遵守不履行が発覚した企業には、250 万 NZ ドルを上限とする罰金が課されます<sup>17</sup>。

16. EU タクソノミー規制 - [リンク](#)

17. ニュージーランド金融セクター（気候関連開示等）修正法案 - [リンク](#)

## 主な環境デューデリジェンス規制と義務的開示要件

### EU 環境犯罪指令

#### 適用対象：

EU 域内で定められた環境犯罪を犯した個人または法人。ただし、加盟国は自国の領域外で行われた犯罪にも司法権を行使することができます。

#### 内容：

この指令では、環境犯罪の包括的なリストが含まれています。2008 年環境犯罪指令（この新指令に置き換わるもの）と比較して、以下のような新しい犯罪カテゴリーが導入されています：

- EUDR（欧州森林破壊防止規則）に違反する関連商品および製品の市場投入または輸出
- 違法な船舶リサイクルおよび水採取
- EU の化学物質および水銀に関する重大な法律違反

#### ペナルティ：

同指令は、懲役刑の下限と上限を定めるとともに、法人に対しては、2,400 万ユーロから 4,000 万ユーロの間の固定額と、当該法人の全世界における年間総売上高に基づく 2 つの罰金方法を導入しています。罰則にはさらに、事業活動の一時的または恒久的な資格剥奪、環境破壊に対する補償金の支払い義務、司法監督下での処分が含まれます。

#### 効力発生日：

2024 年 5 月発効。加盟国は 2 年以内にこの指令を導入する必要があります。

18. EU 環境犯罪指令 - [リンク](#)



# 人権擁護法令



サプライチェーン・デューデリジェンス規制は、様々な国や地域がグローバル・サプライチェーンにおける人権侵害、環境影響のほか、倫理的なビジネス慣行といった問題に対処するための施策を実施する中で進化してきました。歴史的に見ると、法的な枠組みは、包括的な ESG アプローチを採用するのではなく、企業内の社会的影響と環境影響のいずれかのみを焦点を当てていたため、その範囲は限定的でした。EU の法律では、ESG 問題を従来より広範に義務的要件に組み入れることが示唆されているため、この枠組みは変遷し始めています。

## このセクションにおける主な背景的要点：

- 現在の責任ある調達プログラムの短所
- デューデリジェンスの在り方を変えた規制
- 世界の主な人権擁護デューデリジェンス規制
- 法令遵守の維持と人権リスクの軽減を目指すプログラムソリューション



## 現在の責任ある調達プログラムの短所

新しい法律では対象範囲と適用範囲が拡大するため、従来のコンプライアンス・プログラムで実現されたレベルの可視性では、リスクを特定し、十分なトレーサビリティ・システムが導入されていることの証明としてはもはや十分とは言えなくなりました。強制労働と身体的な強制に関する新しい規制では、デューデリジェンスに対するさらに高い基準が設定されています。

従来のソーシャル・コンプライアンス監査プログラムではサプライヤー・リスクに対する基本的な可視性と知見が提供されるだけです。さらに、従来のプログラムでは、Tier 2 サプライヤー、Tier 3 サプライヤー、さらにそれ以降のサプライヤーなど、上流部門への可視性が極めて限定されており、Tier 2 サプライヤーおよびそれ以降のサプライヤーが Tier 1 サプライヤーと同じレベルのデューデリジェンスの対象にならないことが多いです。現在、企業はデューデリジェンス・ギャップに直面しており、ギャップをすぐに埋める必要があります。

デューデリジェンス・ギャップの出現は、不十分な次の事項と関連しています：

|  |  |
|--|--|
|  <p>サプライチェーン全体（Tier 1、2、3、さらにそれ以降）での基本的な可視性</p> |  <p>1) 貨物の押収防止、および 2) 押収された貨物の可及的速やかな開放を目的とした、サプライヤーの経営システムや文書作成インフラに対する識見</p> |
|  <p>基本的なソーシャル監査における強制労働や移民労働者に関するデータ</p>        |  <p>社会的基準は投資家の要求を背景にしているという認識</p>  |
|  <p>必要に応じてさらに深掘りする特別監査の有用性</p>                  |  <p>将来の法制化で含まれる可能性がある新しいサステナビリティ報告要件に対する理解</p>                                 |

組織は強固なガバナンスの枠組みと質の高いデータに注力する必要があります。現在は、大半の企業が構造、専門的知識、説明責任能力、設計、手段の欠如、および脆弱な指標やモニタリングを課題として挙げています。

## デューデリジェンスの在り方を変えた規制

不十分なコンプライアンスによってサプライチェーン、事業活動ほか、財務の安定が脅かされ始める結果を招いたため、企業は、米国や欧州で施行された最近の強制労働法とデューデリジェンス規制の影響により、サプライチェーンのマッピング、セグメンテーション、透明性、トレーサビリティについて従来とは異なる考え方を採用することになりました。以前は、責任ある調達プログラムのこうした側面は「あれば助かるもの」と考えられていました。しかし今日では、このような慣行は決して譲れないものであり、戦略的に実施される必要があります。

最近では、2023年にドイツで施行されたサプライチェーン・デューデリジェンス法と EU が提案している CSDDD は、サプライチェーンにおけるリスクの評価とリスクを軽減する方法の提示を企業に義務付けるなど、より具体的な規定があることから、EU 域内と規制状況の変化の先駆けになりました。一方、米国でのウイグル強制労働防止法（UFLPA）の施行と違反商品保留命令（WRO）の発令は、貨物の拘留や押収など、制裁をもっと目に見える形にシフトする前兆になりました。

最近のアジアの動向、とりわけ中国で最近 ESG 開示要件が施行されたことは、企業の社会的責任に対するアジアのアプローチにおける新しい章の幕開けです。アジアが規制の枠組みにおいて欧米諸国とより緊密に連携し始めると、その影響によって調達戦略の再評価が促され、中国からのニアショアリングの傾向を逆転させ、より多くの投資家を再びこの地域に惹きつける地域シフトを引き起こす可能性があります。

グローバル・サプライチェーンの複雑性を背景に、企業は、あらゆる階層におけるサプライヤーの事業活動を合理的に理解しつつ、リスクの高い分野に対して「深く掘り下げた」可視化も容易にする広範な優先順位付けの枠組みの構築を義務付けられています。規制の急激な変化により、企業のベストプラクティスだけでなく、慣行と期待の間でのギャップを引き起こしています。サプライチェーンとデューデリジェンス・プロセスに影響を与える現行法の詳細を以下に概述し、それに続き、どの地域で事業活動を行っているかを問わず、企業が法令遵守を維持するためのアドバイスについて概述します。

組織は、倫理的でサステナブルかつ社会的意識の高い方法での事業活動に必要な製品やサービスを積極的かつ意識的に調達および手当てする必要があります。このため、組織は、サプライチェーンにおける ESG 関連の課題の軽減と課題への対応、および人や環境に対する好影響の促進を目的に必要なプロセスを実施し、ストレステストを行う必要があります。企業は、事業活動全体の様々な ESG 分野（労働基準、安全衛生、環境影響など）に目を向け、これらの分野における社会的リスクと環境リスクを理解し、これらのリスクを限定する措置を講じる必要があります。

ESG リスクを適切に管理することは、個々の組織のリスク選好度、組織全体のビジョン、コミットメントのレベルに適合したフレームワークを備えていることを意味します。独自のサプライヤーベースの特殊なリスクニーズを満たすためには一定水準のカスタマイズが必要です。以下は世界中の様々なデューデリジェンス法に関する記述で、それに続き、企業がこれらの規制要件を満たすとともに、それを上回るようにプログラムを調整できる方法について記述します。

## 地域別の人権デューデリジェンス法令 - 欧州

### ベルギーの警戒提案

#### 適用対象：

ベルギーで活動する中小企業（SME）を含むすべての企業、およびそのバリューチェーン全体。

#### 内容：

企業は、自社のバリューチェーン全体のリスクマップ、バリューチェーンの説明、定期的な評価の手順を定めるとともに、人権、労働者の権利および環境に関するリスクの軽減または深刻な被害の防止を目的とした適切な措置を講じる必要があります。

#### ペナルティ：

法令遵守違反が発覚した企業は制裁の対象となり、25万ユーロから100万ユーロの罰金、および1カ月から1年の実刑判決を受ける可能性があります。企業の違法行為の影響を受けた被害者も補償される可能性があります。

#### 提案時期：

提案されたのは2021年<sup>18</sup>

#### 主な要件：

- GHG 排出量の追跡
- サプライチェーン・マッピング
- 不祥事などのネガティブな報道
- 新疆自治区 / WRO のマッピング
- 第三者保証
- 外部報告
- サプライヤー / リスクのモニタリング
- サプライヤーエンゲージメント
- サプライヤーの教育研修
- 是正計画
- プロダクト・マッピング
- ESG リスク分析
- サプライヤー評価
- サプライヤーの是正処置計画

### EU 紛争鉱物規制

#### 適用対象：

この規制は、鉱石、濃縮物、加工金属など、形態を問わず、EU を拠点に、スズ、タンタル、タングステン、金の輸入に従事する業者に適用されます。

#### 内容：

サプライチェーンに含まれる EU 企業は、OECD のデューデリジェンス・ガイダンスに基づいてデューデリジェンスを実施することにより、信頼できて、コンフリクトフリーの供給源だけから、それぞれの鉱石や金属を輸入するように努めることを義務付けられます。

#### ペナルティ：

法令遵守違反が発覚した企業には、違反事実を是正する期限が設定されます。

#### 効力発生日：

2021年1月から有効<sup>19</sup>

#### 主な要件：

- GHG 排出量の追跡
- サプライチェーン・マッピング
- 不祥事などのネガティブな報道
- 新疆自治区 / WRO のマッピング
- 第三者保証
- 外部報告
- サプライヤー / リスクのモニタリング
- サプライヤーエンゲージメント
- サプライヤーの教育研修
- 是正計画
- プロダクト・マッピング
- ESG リスク分析
- サプライヤー評価
- サプライヤーの是正処置計画

19. ベルギーの警戒提案 - [リンク](#)

20. EU 紛争鉱物規制 - [リンク](#)

## 地域別の人権デューデリジェンス法令 - 欧州

### EU によるコーポレート・サステナビリティ・デューデリジェンス指令 (CSDDD)

#### 適用対象：

従業員 1,000 人以上、世界売上高 4 億 5,000 万ユーロ以上の EU 企業（これらの基準に達するグループの親会社も対象）。EU 域外企業で、EU 域内の純売上高が 4 億 5,000 万ユーロを超える企業（これらの基準に達するグループの親会社も対象）。2,250 万ユーロを超えるロイヤルティが支払われるフランチャイズ契約またはライセンス契約を結んでおり、全世界での純売上高が 8,000 万ユーロを超える EU 企業。2,250 万ユーロを超えるロイヤルティ返還を伴うフランチャイズ契約またはライセンス契約を締結し、EU 域内の純売上高が 8,000 万ユーロを超える EU 域外企業。CSDDD の義務は、2027 年から段階的に上記に適用されます。

#### 内容：

合意には、企業は事業活動に起因した人権侵害や環境への悪影響を軽減するためにデューデリジェンス戦略を実施するものとして書かれています。また、一定の規模を上回る企業は、パリ協定に沿って地球温暖化を 1.5℃に抑えることに自社の事業戦略を適合させる計画の採用も求められます。

#### ペナルティ：

違反が発覚した企業は罰金や遵守命令を含む制裁の対象となり、違法行為の影響を受けた被害者は補償を受けることとなります。

#### 効力発生日：

CSDDD は 2024 年 5 月に採択されました。この法律は、欧州連合官報に掲載されてから 20 日後に発効します。加盟国はその後 2 年以内に CSDDD を国内法に移管する必要があります<sup>20</sup>。

#### 主な要件：

- GHG 排出量の追跡
- サプライチェーン・マッピング
- 不祥事などのネガティブな報道
- 新疆自治区 / WRO のマッピング
- 第三者保証
- 外部報告
- サプライヤー / リスクのモニタリング
- サプライヤーエンゲージメント
- サプライヤーの教育研修
- 是正計画
- プロダクト・マッピング
- ESG リスク分析
- サプライヤー評価
- サプライヤーの是正処置計画

### EU の強制労働禁止令

#### 適用対象：

特定の企業や業種を対象にすることなく、EU 域内で生産され、EU 域内での消費と輸出を目的にした製品、および輸入品を含むすべての製品が対象になります。

#### 内容：

この禁止令は、調達源や業種に関わりなく、強制労働によって生産された疑いのあるすべての製品の EU 市場での販売を禁止しています。

#### ペナルティ：

製品が強制労働によって生産されたことが判明した場合、当局はすでに市場に出回っている製品の回収を命じるとともに、その製品を市場に出すことは禁止されます。企業は商品の処分を義務付けられます。

#### 提案時期：

この文書は 2024 年 4 月に議会で採択されました。その後、EU 理事会の最終承認を得る必要があります。その後、官報に掲載されます。EU 加盟各国は 3 年以内に適用を開始しなければなりません<sup>21</sup>。

#### 主な要件：

- GHG 排出量の追跡
- サプライチェーン・マッピング
- 不祥事などのネガティブな報道
- 新疆自治区 / WRO のマッピング
- 第三者保証
- 外部報告
- サプライヤー / リスクのモニタリング
- サプライヤーエンゲージメント
- サプライヤーの教育研修
- 是正計画
- プロダクト・マッピング
- ESG リスク分析
- サプライヤー評価
- サプライヤーの是正処置計画

21. EU によるコーポレート・サステナビリティ・デューデリジェンス指令 (CSDDD) - [リンク](#)

22. EU の強制労働禁止令 - [リンク](#)

## 地域別の人権デューデリジェンス法令 - 欧州

### フランス企業注意義務法

#### 適用対象：

フランス国内に 5,000 名以上、または世界全体で 10,000 名以上の従業員を直接または子会社で雇用している企業。

#### 内容：

企業はデューデリジェンス計画を整備し、自社のサプライチェーンにおける事業活動から人権と環境影響を保護する必要があります。

#### ペナルティ：

違反した企業は制裁の対象となり、正式な通知が送達される可能性があるほか、それを受けて、商事裁判所は命令を出し、履行強制金を課す可能性もあります。

#### 効力発生日：

2017 年から有効<sup>22</sup>

#### 主な要件：

- GHG 排出量の追跡
- サプライチェーン・マッピング
- 不祥事などのネガティブな報道
- 新疆自治区 / WRO のマッピング
- 第三者保証
- 外部報告
- サプライヤー / リスクのモニタリング
- サプライヤーエンゲージメント
- サプライヤーの教育研修
- 是正計画
- プロダクト・マッピング
- ESG リスク分析
- サプライヤー評価
- サプライヤーの是正処置計画

### ドイツのサプライチェーン・デューデリジェンス法

#### 適用対象：

2023 年以降、ドイツを拠点に 3,000 名を上回る従業員を抱えている企業、またはドイツで登録されている国際企業の支店。2024 年以降は、ドイツを拠点に 1,000 名を上回る従業員を抱えている企業またはドイツで登録されている外国企業の支店にも適用されます。

#### 内容：

ドイツのサプライチェーン・デューデリジェンス法は、サプライチェーンにおける人権侵害と環境破壊のリスクを特定、防止、最小化するためのリスク管理システムの構築を企業に義務付けています。企業はデューデリジェンスの取り組みをまとめた年次報告書を発行しなければなりません。また、同法では、サプライチェーン全体でのリスクへの対処を保証するため、デューデリジェンス義務が間接的なサプライヤーにも拡大適用されます。

#### ペナルティ：

この法律に違反した場合には、800 万ユーロまたは世界全体の年間売上高の 2% を上限とする罰金を課される可能性があります。売上高に基づいた罰金制度は、年間の売上高が 4 億ユーロを上回る企業のみにも適用されます。

#### 効力発生日：

2023 年 1 月から有効<sup>23</sup>

#### 主な要件：

- GHG 排出量の追跡
- サプライチェーン・マッピング
- 不祥事などのネガティブな報道
- 新疆自治区 / WRO のマッピング
- 第三者保証
- 外部報告
- サプライヤー / リスクのモニタリング
- サプライヤーエンゲージメント
- サプライヤーの教育研修
- 是正計画
- プロダクト・マッピング
- ESG リスク分析
- サプライヤー評価
- サプライヤーの是正処置計画

23. フランス企業注意義務法 - [リンク](#)

24. ドイツのサプライチェーン・デューデリジェンス法 - [リンク](#)

## 地域別の人権デューデリジェンス法令 - 欧州

### オランダ児童労働デューデリジェンス法

#### 適用対象：

オランダで設立され、商品やサービスをオランダのエンドユーザーに販売または供給している企業。

#### 内容：

オランダにある企業は、自社の製品が児童労働によって生産されていないことを証明するためのデューデリジェンス措置を講じるとともに、デューデリジェンス・ポリシーと自社の対策に関する年次報告書を公表する必要があります。

#### ペナルティ：

違反が発覚した場合、売上高の 10% を上限とする罰金または刑事罰を課される可能性があります。

#### 提案時期：

提案されたのは 2022 年<sup>24</sup>

#### 主な要件：

- GHG 排出量の追跡
- サプライチェーン・マッピング
- 不祥事などのネガティブな報道
- 新疆自治区 / WRO のマッピング
- 第三者保証
- 外部報告
- サプライヤー / リスクのモニタリング
- サプライヤーエンゲージメント
- サプライヤーの教育研修
- 是正計画
- プロダクト・マッピング
- ESG リスク分析
- サプライヤー評価
- サプライヤーの是正処置計画

### オランダ責任あるサステナブルな国際事業活動に関する法律

#### 適用対象：

オランダ国外での活動に従事するオランダ企業または他の EU 域内の企業、またはオランダ国内で事業活動または製品のマーケティングに従事している EU 域外の企業で、EU 会計指令に基づく大企業、すなわち該当する会計年度において以下の量的閾値の少なくとも 2 つを満たしている企業：資産規模が 2,000 万ユーロ以上、純売上高が 4,000 万ユーロ以上、および年間の平均従業員数が 250 名。

#### 内容：

人権や環境に悪影響を与える活動が判明している企業は、可能な限り、かかる悪影響を防止するか、または悪影響の軽減もしくは原状回復に努めるとともに、必要に応じ、修復を可能にするため合理的なすべての対策を講じる必要があります。

#### ペナルティ：

遵守不履行が判明した企業は、民事訴訟の被告になるか、または企業の純売上高の 10% を上限とする罰金を課される可能性があります。

#### 提案時期：

提案されたのは 2022 年<sup>25</sup>

#### 主な要件：

- GHG 排出量の追跡
- サプライチェーン・マッピング
- 不祥事などのネガティブな報道
- 新疆自治区 / WRO のマッピング
- 第三者保証
- 外部報告
- サプライヤー / リスクのモニタリング
- サプライヤーエンゲージメント
- サプライヤーの教育研修
- 是正計画
- プロダクト・マッピング
- ESG リスク分析
- サプライヤー評価
- サプライヤーの是正処置計画

25. オランダ児童労働デューデリジェンス法 - [リンク](#)

26. オランダ責任あるサステナブルな国際事業活動に関する法律 - [リンク](#)

## 地域別の人権デューデリジェンス法令 - 欧州

### ノルウェー透明性法

#### 適用対象：

ノルウェーが拠点で、ノルウェー国内外で商品やサービスを提供する大企業、およびノルウェー国内で商品やサービスを提供し、ノルウェーの国内法に従ってノルウェーに対して納税義務を負っている外国の大企業（セクション 2 およびセクション 3）。

#### 内容：

企業は、自社の事業活動やサプライチェーンおよびその他の取引関係において人権や適正な労働環境に対する実際の悪影響の有無、またはそのようなリスクの有無を調査する必要があります。企業は評価を公表し、調査結果を改善するための措置を講じる必要があります。また企業は、デューデリジェンス情報請求を受け取るチャンネルも構築し、一定の期間内に情報請求に応じる必要があります。

#### ペナルティ：

違反した企業は制裁や罰金の対象になる可能性があります。

#### 効力発生日：

2022 年から有効（企業は 2023 年 6 月までに初回の報告書を公表する必要があります）<sup>26</sup>

#### 主な要件：

- GHG 排出量の追跡
- サプライチェーン・マッピング
- 不祥事などのネガティブな報道
- 新疆自治区 / WRO のマッピング
- 第三者保証
- 外部報告
- サプライヤー / リスクのモニタリング
- サプライヤーエンゲージメント
- サプライヤーの教育研修
- 是正計画
- プロダクト・マッピング
- ESG リスク分析
- サプライヤー評価
- サプライヤーの是正処置計画

### スペインのデューデリジェンス法

#### 内容：

スペイン企業およびスペインに進出している国際企業は、自社のサプライチェーンにおける人権または環境違反に関するあらゆるリスクに対処するとともに、リスクを軽減するためのデューデリジェンス戦略を強制する必要があります。

#### ペナルティ：

違反が判明した企業は制裁の対象になる可能性があります。

#### 提案時期：

提案されたのは 2022 年 / 発効するには承認が必要です<sup>27</sup>

#### 主な要件：

- GHG 排出量の追跡
- サプライチェーン・マッピング
- 不祥事などのネガティブな報道
- 新疆自治区 / WRO のマッピング
- 第三者保証
- 外部報告
- サプライヤー / リスクのモニタリング
- サプライヤーエンゲージメント
- サプライヤーの教育研修
- 是正計画
- プロダクト・マッピング
- ESG リスク分析
- サプライヤー評価
- サプライヤーの是正処置計画

27. ノルウェー透明性法 - [リンク](#)

28. スペインのデューデリジェンス法 - [リンク](#)

## 地域別の人権デューデリジェンス法令 - 欧州

### スイスのデューデリジェンス義務と透明性に関する政令

#### 適用対象：

フルタイム従業員 500 名以上、総資産 3,000 万スイスフラン（3,100 万米ドル）以上、または年間売上高 4,000 万スイスフラン（4,150 万米ドル）以上の企業。

#### 内容：

債務法典は、環境問題、社会問題、人事問題、人権の尊重および腐敗との闘いに関連したサプライチェーン活動に関する年次報告書の提出を企業に義務付けています。これらの分野でリスクを抱える企業は、とりわけ紛争鉱物や児童労働に関連し、それらの問題に対処する管理システムとサプライチェーン・ポリシーを実施する必要があります。

#### ペナルティ：

これらの義務に違反した場合、最高で 10 万スイス・フランの罰金を課される可能性があります。

#### 効力発生日：

2022 年から有効；報告義務が適用されるのは 2023 会計年度以降<sup>28</sup>

#### 主な要件：

- GHG 排出量の追跡
- サプライチェーン・マッピング
- 不祥事などのネガティブな報道
- 新疆自治区 / WRO のマッピング
- 第三者保証
- 外部報告
- サプライヤー / リスクのモニタリング
- サプライヤーエンゲージメント
- サプライヤーの教育研修
- 是正計画
- プロダクト・マッピング
- ESG リスク分析
- サプライヤー評価
- サプライヤーの是正処置計画

### 英国現代奴隷法

#### 適用対象：

売上高が 3,600 万ポンドを上回り、事業の一部または全部を英国内で行っている企業。

#### 内容：

企業は、毎年、現代奴隷に関する声明を出し、サプライチェーンにおける現代奴隷のリスクを軽減するために講じた措置を報告する必要があります。

#### ペナルティ：

企業は差止命令を求めため法廷審問を受ける可能性があります。

#### 効力発生日：

2015 年から有効<sup>29</sup>

#### 主な要件：

- GHG 排出量の追跡
- サプライチェーン・マッピング
- 不祥事などのネガティブな報道
- 新疆自治区 / WRO のマッピング
- 第三者保証
- 外部報告
- サプライヤー / リスクのモニタリング
- サプライヤーエンゲージメント
- サプライヤーの教育研修
- 是正計画
- プロダクト・マッピング
- ESG リスク分析
- サプライヤー評価
- サプライヤーの是正処置計画

29. スイスのデューデリジェンス義務と透明性に関する政令 - [リンク](#)

30. 英国現代奴隷法 - [リンク](#)

## 地域別の人権デューデリジェンス法令 - 米国

### カリフォルニア州サプライチェーン透明法

#### 適用対象：

カリフォルニア州で事業を行い、世界全体の年間の総収入が1億ドルを上回る小売業者または製造業者。

#### 内容：

企業は、検証、監査、認証、内部説明責任および研修という5つの分野において、特に人身売買と現代奴隷制に関連した取組みの状況を開示する必要があります。企業は自社のウェブサイト上で現代奴隷制度に関する声明を公表する必要があります。

#### ペナルティ：

罰金に関する特定の規定はありませんが、違反した場合、司法長官は差止救済を求めて民事訴訟の提起を選択することができます。

#### 効力発生日：

2012年から有効<sup>30</sup>

#### 主な要件：

- GHG 排出量の追跡
- サプライチェーン・マッピング
- 不祥事などのネガティブな報道
- 新疆自治区 / WRO のマッピング
- 第三者保証
- 外部報告
- サプライヤー / リスクのモニタリング
- サプライヤーエンゲージメント
- サプライヤーの教育研修
- 是正計画
- プロダクト・マッピング
- ESG リスク分析
- サプライヤー評価
- サプライヤーの是正処置計画

CTSCA は、サプライチェーン・マネジメントに関する具体的な行動や要求事項を命じることよりも、透明性と情報開示に重点を置いています。

31. カリフォルニア州サプライチェーン透明法 - [リンク](#)

32. カリフォルニア州縫製労働者保護法 - [リンク](#)

### カリフォルニア州縫製労働者保護法

#### 内容：

現在、縫製労働者に対する出来高払いが違法とされています。縫製労働者には最低賃金以上の時給を支払わなければなりません。また、この法律は、請負の階層に関係なく、縫製労働者に対して適切な報酬を支払う責任を縫製作業の履行を請け負っているすべての当事者に負わせています。

#### ペナルティ：

法令を遵守しない企業は、盗まれた賃金を労働者に全額返済する必要があるほか、民事上の罰則対象になります。

#### 効力発生日：

2021年1月から有効<sup>31</sup>

#### 主な要件：

- GHG 排出量の追跡
- サプライチェーン・マッピング
- 不祥事などのネガティブな報道
- 新疆自治区 / WRO のマッピング
- 第三者保証
- 外部報告
- サプライヤー / リスクのモニタリング
- サプライヤーエンゲージメント
- サプライヤーの教育研修
- 是正計画
- プロダクト・マッピング
- ESG リスク分析
- サプライヤー評価
- サプライヤーの是正処置計画

## 地域別の人権デューデリジェンス法令 - 米国

### ニューヨーク州のファッションの持続可能性と社会的説明責任に関する法案

#### 適用対象：

ニューヨーク州内で事業を行っているファッション関連の小売業者と製造業者のうち、世界全体の年間の総収入が1億ドルを上回る企業。

#### 内容：

小売業者と製造業者に対し、環境・社会デューデリジェンス・ポリシーとサプライチェーンからの影響の開示を義務付けます。

#### ペナルティ：

法令遵守違反が発覚した企業は、年間売上高の2%を上限とする罰金を課されます。

#### 提案時期：

提案されたのは2022年<sup>32</sup>

#### 主な要件：

- GHG 排出量の追跡
- サプライチェーン・マッピング
- 不祥事などのネガティブな報道
- 新疆自治区 / WRO のマッピング
- 第三者保証
- 外部報告
- サプライヤー / リスクのモニタリング
- サプライヤーエンゲージメント
- サプライヤーの教育研修
- 是正計画
- プロダクト・マッピング
- ESG リスク分析
- サプライヤー評価
- サプライヤーの是正処置計画

### 米国のファッションに関する説明責任と真の制度的変革の構築法 (FABRIC 法)

#### 適用対象：

ファッションブランドや小売業者に加え、米国の製造業者と服飾業界向けのサプライヤー。

#### 内容：

この法律は、賃金体系を再構築し、生産性インセンティブを上乗せした最低賃金の制定を目的にしているほか、職場での違反には罰則を課すとともに、全米規模の服飾業界レジストリのような記録保存対策の構築を目的としています。

#### ペナルティ：

法令遵守違反が発覚した場合、5,000万ドルを上限とする罰金が課されます。

#### 提案時期：

提案されたのは2022年（効力を生じるのは少なくとも数年後の見込み）<sup>33</sup>

#### 主な要件：

- GHG 排出量の追跡
- サプライチェーン・マッピング
- 不祥事などのネガティブな報道
- 新疆自治区 / WRO のマッピング
- 第三者保証
- 外部報告
- サプライヤー / リスクのモニタリング
- サプライヤーエンゲージメント
- サプライヤーの教育研修
- 是正計画
- プロダクト・マッピング
- ESG リスク分析
- サプライヤー評価
- サプライヤーの是正処置計画

33. ニューヨーク州のファッションの持続可能性と社会的説明責任に関する法案 - [リンク](#)

34. 米国のファッションに関する説明責任と真の制度的変革の構築法 (FABRIC 法) - [リンク](#)

## 地域別の人権デューデリジェンス法令 - 米国

### 米国スレイブフリー事業認証法

#### 内容：

この法律は、特定の企業に対し、自社の直接的なサプライチェーンにおける強制労働の利用に関する詳細な報告の開示を義務付けるとともに、監査プロセスの厳格化を義務付けています。

#### ペナルティ：

違反した企業は、最大で1億ドルの罰金を課される可能性があります。

#### 提案時期：

提案されたのは2022年<sup>34</sup>

#### 主な要件：

- GHG 排出量の追跡
- サプライチェーン・マッピング
- 不祥事などのネガティブな報道
- 新疆自治区 / WRO のマッピング
- 第三者保証
- 外部報告
- サプライヤー / リスクのモニタリング
- サプライヤーエンゲージメント
- サプライヤーの教育研修
- 是正計画
- プロダクト・マッピング
- ESG リスク分析
- サプライヤー評価
- サプライヤーの是正処置計画

### 違反商品保留命令（WRO）および調査結果；1930年修正関税法

#### 適用対象：

米国に輸入しているすべての企業。

#### 内容：

米国税関・国境取締局（CBP）は、世界のいずれかの地域から、または UFLPA もしくは制裁による米国敵性国家対抗法（CAATSA）で指定されている法域外の企業に関連し、米国に輸入された製品について、その全部または一部が強制労働によって生産された疑いがある場合には、違反商品保留命令（WRO）を発令するか、または調査結果を発表します。

#### ペナルティ：

製品が強制労働によって生産されたという「合理的な疑い」が存在すると判断した場合、CBP は輸入された製品を留置します。輸入業者は、WRO に対し、留置処分の破棄、米国に入った製品の開放を求めるほか、米国から製品の再輸出、または製品の廃棄を認めるよう異議を申し立てることができます。強制労働の明白かつ説得力のある証拠を入手している場合、CBP は輸入品を押収します（押収物を CBP のウェブサイトで公表<sup>35</sup>）。これは強制労働調査結果と呼ばれます。輸入業者は（上述の）調査結果に異議を申し立てるか、または製品を廃棄することができますが、押収された商品の再輸出は禁止されています。

#### 効力発生日：

CBP（旧米国税関局）には、1930年関税法の施行以来、強制労働に従った商品を押収する権限が付与されています。WRO や調査結果の最も古い形は1953年にメキシコに対して実施されたと思われます。しかし、CBP が WRO や調査結果を発令・発行する能力と意欲は、2016年の米国貿易円滑化・貿易執行法の施行によって大幅に向上しました。

#### 主な要件：

- GHG 排出量の追跡
- サプライチェーン・マッピング
- 不祥事などのネガティブな報道
- 新疆自治区 / WRO のマッピング
- 第三者保証
- 外部報告
- サプライヤー / リスクのモニタリング
- サプライヤーエンゲージメント
- サプライヤーの教育研修
- 是正計画
- プロダクト・マッピング
- ESG リスク分析
- サプライヤー評価
- サプライヤーの是正処置計画

35. 米国スレイブフリー事業認証法 - [リンク](#)

36. 違反商品保留命令（WRO）および調査結果；1930年修正関税法 - [リンク](#)

## 地域別の人権デューデリジェンス法令 - 米国

### 米国貿易円滑化・貿易執行法

#### 適用対象：

囚人労働、強制労働または年季奉公労働を使用して製造された商品を輸入していると考えられる企業。

#### 内容：

この法律は、デューデリジェンスや法令遵守計画を義務付けるものではありませんが、違反した場合の軽減措置を可能にするため事前防止対策の実施を企業に求めています。この法律の最も重要な要素は、1930年関税法の「消費需要」例外規定を廃止したことです。この例外規定により、米国には必要な需要があり、かつ強制労働によって製造された商品の輸入を認めなければ供給が不足しているとみなされた場合には、強制労働によって製造された商品の輸入が認められていました。

#### ペナルティ：

この法律に違反すると、商品はCBPに留め置かれ、米国内には搬入できなくなるおそれがあります。貨物は留置および/または廃棄される場合があります。

#### 効力発生日：

2016年から有効<sup>36</sup>

#### 主な要件：

- GHG 排出量の追跡
- サプライチェーン・マッピング
- 不祥事などのネガティブな報道
- 新疆自治区 / WRO のマッピング
- 第三者保証
- 外部報告
- サプライヤー / リスクのモニタリング
- サプライヤーエンゲージメント
- サプライヤーの教育研修
- 是正計画
- プロダクト・マッピング
- ESG リスク分析
- サプライヤー評価
- サプライヤーの是正処置計画

### 制裁による米国敵性国家対抗法 (CAATSA)

#### 適用対象：

米国に輸入しているすべての企業。

#### 内容：

CAATSAはロシア、イラン、朝鮮民主主義人民共和国 (DPRK) の活動を対象とする多様な米国法ですが、強制労働による製品の輸入を禁止する同法の規定は北朝鮮で製造された商品、または北朝鮮国民が製造した商品のみを対象にしています。CAATSAは、北朝鮮国民の労働力によって採掘、生産、製造の全部または一部が行われた商品は強制労働によるものであるという中核的な推定（「反証可能な推定」）に依拠しており、そのため米国への輸入が禁止されています。

#### ペナルティ：

CBPは、CAATSAの反証可能推定が製品のサプライチェーンに適用されるという判断に基づいて輸入品を留置します。輸入業者は、強制労働の推定に対して反証するか、またはCAATSAは製品のサプライチェーンには適用されないという適格な主張により、異議を申し立てる以外、留置された商品を米国から再輸出するか、留置された商品のCBPによる廃棄を容認することができます。異議申立てが認められると、その商品は米国内で販売されることになります。

#### 効力発生日：

2017年から有効<sup>37</sup>

#### 主な要件：

- GHG 排出量の追跡
- サプライチェーン・マッピング
- 不祥事などのネガティブな報道
- 新疆自治区 / WRO のマッピング
- 第三者保証
- 外部報告
- サプライヤー / リスクのモニタリング
- サプライヤーエンゲージメント
- サプライヤーの教育研修
- 是正計画
- プロダクト・マッピング
- ESG リスク分析
- サプライヤー評価
- サプライヤーの是正処置計画

37. 米国貿易円滑化・貿易執行法 - [リンク](#)

38. 制裁による米国敵性国家対抗法 (CAATSA) - [リンク](#)

## 地域別の人権デューデリジェンス法令 - 米国

### ウイグル強制労働防止法 (UFLPA)

**適用対象：**  
米国に輸入しているすべての企業。

**内容：**  
中華人民共和国、特に新疆ウイグル自治区 (Xinjiang Uyghur Autonomous Region : Xinjiang) での強制労働によって全部または一部が製造された商品の輸入を禁止する米国の法律。UFLPA は、新疆ウイグル自治区で採掘、生産、製造された商品、または UFLPA 企業リストに掲載されている企業と関係する商品の全部または一部は強制労働によって製造されたものであり、そのような商品の米国への輸入を禁止すべきであるという中核的な推定（「反証可能な推定」）に依拠しています。

**ペナルティ：**  
CBP は、UFLPA の反証可能な推定が製品のサプライチェーンに適用されるという判断に基づき、輸入された商品を留置します。輸入業者は、強制労働の推定に対して反証するか、または UFLPA は製品のサプライチェーンには適用されないという適格な主張により、異議を申し立てる以外、留置された商品を米国から再輸出するか、留置された商品の CBP による廃棄を容認することができます。異議申立てが認められると、その商品は米国内で販売されることになります。

**効力発生日：**  
2022 年 6 月から有効<sup>39</sup>

- 主な要件：**
- GHG 排出量の追跡
  - サプライチェーン・マッピング
  - 不祥事などのネガティブな報道
  - 新疆自治区 / WRO のマッピング
  - 第三者保証
  - 外部報告
  - サプライヤー / リスクのモニタリング
  - サプライヤーエンゲージメント
  - サプライヤーの教育研修
  - 是正計画
  - プロダクト・マッピング
  - ESG リスク分析
  - サプライヤー評価
  - サプライヤーの是正処置計画

### 人身売買対策に関する米国連邦調達規制 (FAR) 規則

**適用対象：**  
米国政府と直接または下請けとして契約しているあらゆる企業が人身売買対策に関する FAR 規則の要件の適用対象になります。

**内容：**  
FAR 規則は、連邦政府の請負業者および下請業者に対し、サプライチェーンにおける人身売買および強制労働と闘う対策の実施を義務付けるとともに、請負業者、下請業者およびその従業員が連邦政府との契約履行中にあらゆる形態の人身売買（強制労働、児童労働、性的搾取などを含む）に関与することを禁止しています。

**ペナルティ：**  
この規則に違反した者は、契約解除、今後の連邦政府との契約停止または将来の契約機会の剥奪のほか、民事上または刑事上の罰則を受ける可能性があります。

**効力発生日：**  
2015 年から有効<sup>39</sup>

- 主な要件：**
- GHG 排出量の追跡
  - サプライチェーン・マッピング
  - 不祥事などのネガティブな報道
  - 新疆自治区 / WRO のマッピング
  - 第三者保証
  - 外部報告
  - サプライヤー / リスクのモニタリング
  - サプライヤーエンゲージメント
  - サプライヤーの教育研修
  - 是正計画
  - プロダクト・マッピング
  - ESG リスク分析
  - サプライヤー評価
  - サプライヤーの是正処置計画

39. ウイグル強制労働防止法 (UFLPA) - [リンク](#)

40. 人身売買対策に関する米国連邦調達規則 (FAR) - [リンク](#)

## 地域別の人権デューデリジェンス法令 - 米国

### 米国取引・調達情報法 (TASK)

#### 適用対象：

この法律は、米国証券取引委員会 (SEC) に対し、米国に輸入される製品のサプライチェーンが中国の新疆ウイグル自治区での強制労働を利用した製品と直接関連している場合、その調達およびデューデリジェンス活動に関する報告を公開企業に命じるよう求めています。

#### 内容：

公開企業は次の事項について報告する必要があります：(1) 米国に輸入される製品のサプライチェーンにおいて、新疆ウイグル自治区での強制労働を利用した製品と直接関連している調達およびデューデリジェンス活動。(2) (i) 米商務省の企業リストに掲載されている企業との取引、または (ii) 米財務省から中国軍産複合企業に指定されている企業との取引、(3) 当該企業が中国国内に施設を保有している場合には、(i) 当該企業の事業活動に中国共産党委員会が関与しているか否かおよび (ii) 中国共産党委員会が関与していると思われる行動および企業の意思決定の概要。この情報開示は毎年行うことが義務付けられることになります。

#### 提案時期：

提案されたのは 2023 年<sup>40</sup>

#### 主な要件：

- GHG 排出量の追跡
- サプライチェーン・マッピング
- 不祥事などのネガティブな報道
- 新疆自治区 / WRO のマッピング
- 第三者保証
- 外部報告
- サプライヤー / リスクのモニタリング
- サプライヤーエンゲージメント
- サプライヤーの教育研修
- 是正計画
- プロダクト・マッピング
- ESG リスク分析
- サプライヤー評価
- サプライヤーの是正処置計画

### 提案されているニューヨーク州での法制化

#### ニューヨーク州 AB 3506

州の経済がさらに倫理的でサステナブルなサプライチェーンに向けて移行することを奨励するため、サプライチェーン透明性支援プログラムを構築<sup>41</sup>。

#### ニューヨーク州 SB 4442

「ニューヨーク州サプライチェーン透明法」を制定し、企業に対して、サプライチェーン・プロセスにおける人身売買を撲滅する取組みの完全な開示および消費者に対する開示内容の提供を義務付けています<sup>42</sup>。

41. 米国取引・調達情報法 (TASK) - [リンク](#)

42. ニューヨーク州 AB 3506 - [リンク](#)

43. ニューヨーク州 SB 4442 - [リンク](#)

## 地域別の人権デューデリジェンス法令 - 北米（米国以外）

### カナダのサプライチェーンにおける強制労働と児童労働の防止等に関する法律

#### 適用対象：

カナダまたはその他の国で商品を生産、購入または流通している政府機関、およびカナダまたはその他の国で商品を生産している企業、またはカナダ国外で生産された商品を輸入する企業。

#### 内容：

この法律は、企業が強制労働や児童労働を使用するリスクまたは自社のサプライチェーンで使用されるリスクを防止および削減するために講じた対策に関する報告を企業に義務付けるものです。また、この法律では、強制労働や児童労働によって全部または一部が製造または生産された商品の輸入も禁止されます。

#### ペナルティ：

違反が発覚した企業には 25 万ドルを上限とする罰金が課されます。

#### 効力発生日：

この法律は 2024 年 1 月 1 日に施行されました。初回の報告書の提出期限は 2024 年 5 月 31 日でした<sup>43</sup>。

#### 主な要件：

- GHG 排出量の追跡
- サプライチェーン・マッピング
- 不祥事などのネガティブな報道
- 新疆自治区 / WRO のマッピング
- 第三者保証
- 外部報告
- サプライヤー / リスクのモニタリング
- サプライヤーエンゲージメント
- サプライヤーの教育研修
- 是正計画
- プロダクト・マッピング
- ESG リスク分析
- サプライヤー評価
- サプライヤーの是正処置計画

### カナダの新疆製商品の輸入禁止に関する法律

#### 適用対象：

新疆からカナダに輸入されるすべての商品。

#### 内容：

中華人民共和国の新疆ウイグル自治区で全部または一部が製造または生産された商品の輸入が禁止されます。

#### 提案時期：

まだ提案段階で、効力発生日はまだ発表されていません<sup>44</sup>。

#### 主な要件：

- GHG 排出量の追跡
- サプライチェーン・マッピング
- 不祥事などのネガティブな報道
- 新疆自治区 / WRO のマッピング
- 第三者保証
- 外部報告
- サプライヤー / リスクのモニタリング
- サプライヤーエンゲージメント
- サプライヤーの教育研修
- 是正計画
- プロダクト・マッピング
- ESG リスク分析
- サプライヤー評価
- サプライヤーの是正処置計画

44. カナダのサプライチェーンにおける強制労働と児童労働の防止等に関する法律 - [リンク](#)

45. カナダの新疆製商品の輸入禁止に関する法律 - [リンク](#)

## 地域別の人権デューデリジェンス法令 - 北米（米国以外）

### メキシコの強制労働禁止令

#### 内容：

この禁止措置により、カナダ政府は強制労働によって生産された疑いのある商品を留置し、カナダへの輸入を阻止することができます。商品が強制労働によって生産されたと判断された場合、カナダ政府はその調査結果または「決定事項」をウェブサイトに掲載します。企業は、留置や輸入禁止を避けるため、カナダに輸入される商品が強制労働と結びついていないことを証明する文書と証拠を入手する必要があります。

#### 効力発生日：

2023年5月から有効<sup>45</sup>

#### 主な要件：

- GHG 排出量の追跡
- サプライチェーン・マッピング
- 不祥事などのネガティブな報道
- 新疆自治区 / WRO のマッピング
- 第三者保証
- 外部報告
- サプライヤー / リスクのモニタリング
- サプライヤーエンゲージメント
- サプライヤーの教育研修
- 是正計画
- プロダクト・マッピング
- ESG リスク分析
- サプライヤー評価
- サプライヤーの是正処置計画

46. メキシコの強制労働禁止令 - [リンク](#)

## 地域別の人権デューデリジェンス法令 - 南米

### ブラジルの「ダーティリスト」

#### 内容：

ブラジルは、ブラジルで奴隷労働によって人々を搾取しているすべての雇用主および / またはその仲介者のリストを公表しています。

#### ペナルティ：

このリストに掲載されている企業は国の融資を受けることができず、販売にも制限が課されます。民間銀行もこのリストを利用して信用リスクの評価を行います。

#### 効力発生日：

2004年に発効 / 2020年に更新<sup>46</sup>

#### 主な要件：

- GHG 排出量の追跡
- サプライチェーン・マッピング
- 不祥事などのネガティブな報道
- 新疆自治区 / WRO のマッピング
- 第三者保証
- 外部報告
- サプライヤー / リスクのモニタリング
- サプライヤーエンゲージメント
- サプライヤーの教育研修
- 是正計画
- プロダクト・マッピング
- ESG リスク分析
- サプライヤー評価
- サプライヤーの是正処置計画

47. ブラジルの「ダーティリスト」 - [リンク](#)

## 地域別の人権デューデリジェンス法令 - オーストラリア / ニュージーランド

### オーストラリアの現代奴隷法

#### 適用対象：

オーストラリアを拠点に事業活動を行い、年間連結売上高が1億 AU ドルを上回る企業。

#### 内容：

企業は、自社の事業活動とサプライチェーンにおける現代奴隷制のリスク、およびそうしたリスクへの対処方法を毎年報告する必要があります。

#### ペナルティ：

遵守不履行に関する説明や是正処置を求められる可能性があります。こうした要請に応じなかった場合、身元の公表につながる可能性があります。

#### 効力発生日：

2019年1月から有効<sup>47</sup>

#### 主な要件：

- GHG 排出量の追跡
- サプライチェーン・マッピング
- 不祥事などのネガティブな報道
- 新疆自治区 / WRO のマッピング
- 第三者保証
- 外部報告
- サプライヤー / リスクのモニタリング
- サプライヤーエンゲージメント
- サプライヤーの教育研修
- 是正計画
- プロダクト・マッピング
- ESG リスク分析
- サプライヤー評価
- サプライヤーの是正処置計画

### ニュージーランドの現代奴隷法

#### 適用対象：

中規模企業（2,000万 NZ ドル）および大企業（5,000万 NZ ドル）。

#### 内容：

企業は、(1) 国内外の事業活動とサプライチェーンにおける現代奴隷制、(2) 国内の事業活動とサプライチェーンにおける労働者搾取に対処するための措置を特定し、または措置を講じること（またはその両方）を義務付けられることとなります。

#### ペナルティ：

遵守違反が発覚した者は、違反の程度に応じて、禁固刑、罰金、資産の差押えまたは本国送還処分を受ける可能性があります。

#### 提案時期：

2022年に提案 / 提案段階<sup>48</sup>

#### 主な要件：

- GHG 排出量の追跡
- サプライチェーン・マッピング
- 不祥事などのネガティブな報道
- 新疆自治区 / WRO のマッピング
- 第三者保証
- 外部報告
- サプライヤー / リスクのモニタリング
- サプライヤーエンゲージメント
- サプライヤーの教育研修
- 是正計画
- プロダクト・マッピング
- ESG リスク分析
- サプライヤー評価
- サプライヤーの是正処置計画

48. オーストラリアの現代奴隷法 - [リンク](#)

49. ニュージーランドの現代奴隷法 - [リンク](#)

## 地域別の人権デューデリジェンス法令 - アジア

### 韓国の持続可能な事業経営のための人権及び環境保護法案

#### 適用対象：

この規制は、従業員 500 名以上、または前会計年度の売上高が 2000 億ウォン以上の韓国企業に適用されます。

#### 内容：

企業は、人権・環境デューデリジェンスを実施する体制を構築および運用し、取締役会に報告し、特定された人権・環境リスクに対する対策を実施する必要があります。また、企業は調査結果と講じた措置を公に報告しなければなりません。

#### ペナルティ：

法律違反が発覚した企業は、是正命令や 5,000 万ウォンを上限とする罰金を課されるほか、当該企業による人権侵害や環境違反の影響を受けた被害者に対する賠償を義務付けられる可能性があります。

#### 提案時期：

この提案はまだ承認段階に入ったばかりで、効力発生日はまだ発表されていません<sup>49</sup>。

#### 主な要件：

- GHG 排出量の追跡
- サプライチェーン・マッピング
- 不祥事などのネガティブな報道
- 新疆自治区 / WRO のマッピング
- 第三者保証
- 外部報告
- サプライヤー / リスクのモニタリング
- サプライヤーエンゲージメント
- サプライヤーの教育研修
- 是正計画
- プロダクト・マッピング
- ESG リスク分析
- サプライヤー評価
- サプライヤーの是正処置計画

50. 韓国の持続可能な事業経営のための人権及び環境保護法案 - [リンク](#)

# コンプライアンス・ギャップの解消と トレーサビリティの強化

新たな法律の成立に伴う重要なポイントは何か？ 世界の規制は急激な進化を遂げています。本レポートに記載されている要求事項と今後導入される規制を遵守するためには、リスクへの対処においてこれまでにないレベルの厳密さと積極性が必要になると同時に、厳格なデューデリジェンス戦略の実施が求められます。

統治機関は、現在、法的な枠組みにおいて「どのようにすべきか」という点を重視しているため、リスクを特定するだけでは不十分で、企業はリスクを軽減するために行っていることを明らかにする必要があります。企業は実施しているプログラムと手順の有効性について説明する必要があります。以下は、ESG リスクと影響の特定、モニタリングおよび軽減に向けた体制を維持する権限を企業に付与する強靱で責任ある調達プログラムを構築するための基本要素です。

## このセクションにおける主な背景的要点：

責任ある調達プログラムを構築し、要求事項を遵守すること

- 視野の拡大
- サプライチェーンのセグメント化
- リアルタイムに近い監視機能の強化
- 能力開発の向上

# コンプライアンス・ギャップの解消とトレーサビリティの強化

## 責任ある調達プログラムを構築し、要求事項を遵守すること

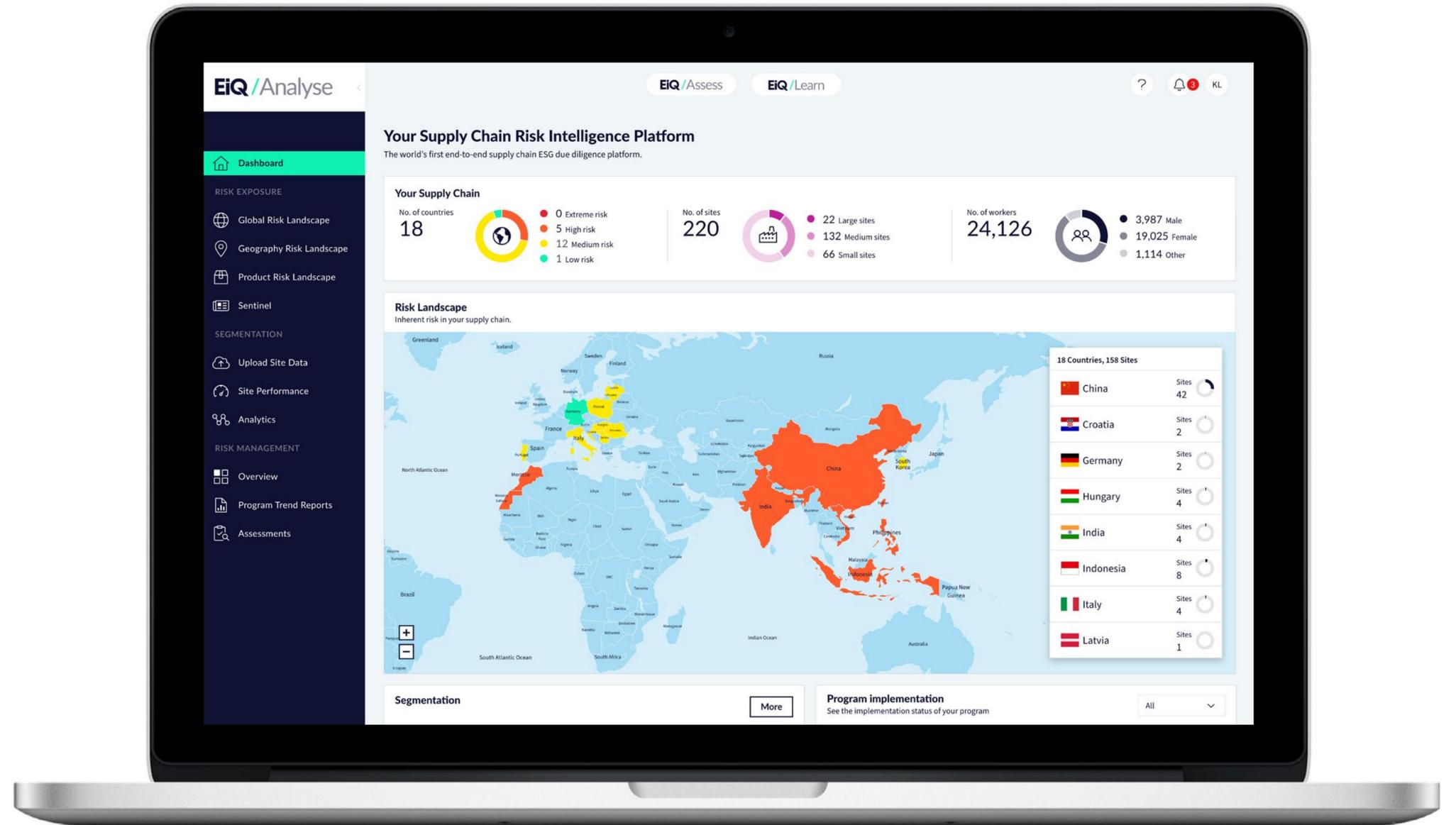
ESG リスクはサプライチェーン全体に偏在しています。責任ある調達プログラムを改善し、規制遵守を徹底させるための第一歩は、視野を広げ、エンド・ツー・エンドの事業活動がハイリスク分野をどのように形成しているのかという点に関する理解を深めることです。



デューデリジェンスの枠組みに関する LRQA の推奨例

## 視野の拡大

特定の組織に適用される規制要件に関する理解が深まってくると、バリューチェーン全体での様々なリスクを詳しく診断し、最もリスクの影響を受けやすい分野にリソースを適切に配分することができます。可視性を高める上で最優先されるのは、データ管理を優先することです。アクセス可能で標準化されたデータは、サプライヤーベース、およびその評価状況とパフォーマンス、それぞれに固有のリスクエクスポージャーに関するもっと全体的な見方を獲得する決め手となり、セグメンテーションとリスクマッピングプロセスの効率性向上を後押しします。



LRQA のデューデリジェンス・プラットフォームである EIQ を使用した サプライチェーンの概要の一例

# コンプライアンス・ギャップの解消とトレーサビリティの強化

## サプライチェーンのセグメント化

可視性が拡張され、企業が自社のサプライヤーベースとその評価パフォーマンスを明確に概観できるようになると、リスクデータ管理を強化する次のステップは、サプライヤーベースをセグメント化し、リスクの優先順位付けを可能にすることです。

### サプライヤーをセグメント化し、重点分野と設計分野を特定

LRQA のセグメンテーション・アプローチは、内在する調達リスクとビジネスの活用に関する洞察を組み合わせ、サプライチェーンのどのセグメントがビジネス・リスクを管理し、影響を促進する最大の機会を提供するかを判断します。

- 各サプライヤーには、社内外のデータソースから入手した主要なデータに基づいてリスクとレバレッジの格付が付与されます。これらの格付によって、優先的に取り組むべきサプライヤーの「カテゴリー」またはセグメントを決定します。
- リスクに対する影響力を理解することが、戦略的なプログラム設計、リソースの優先順位付けのほか、効果的な実施の決め手です。



# コンプライアンス・ギャップの解消とトレーサビリティの強化

## リアルタイムに近いモニタリング機能の強化

年に一度のサプライヤーの現地監査は必要ですが、それだけでは不十分です。リアルタイムの現場のモニタリングを強化し、年1回の監査では見逃されていたリスクをより詳細に把握できるようにするためには、監査の枠を超えた戦略が必要です。サプライヤーに関する ESG 事例を様々なメディアソースから検索するなど、不祥事などのネガティブな記事をスキャンすることによってこのギャップを解消します。LRQA のセンチネルのような機械学習サービスは、制裁、安全衛生事案、強制労働調査および ESG に関連したその他の出来事に関する記事を、地元のメディア、政府のサイト、検索エンジンソース、ソーシャルメディアから入手しています。

## センチネルがネガティブな記事をスクリーニングする他のツールと異なっている点は何ですか？

### 主要調達国

ネガティブな記事のスクリーニングで使用される最新のツールの多くは、先進国のほか、大企業や公開企業については十分な対象範囲を確保していますが、アジア、南米、アフリカの主要調達国のサプライチェーンのパートナーに関する対象範囲は限られています。LRQA のセンチネルは、主要な調達拠点のサプライチェーンのパートナーに焦点を当てています。例えば ...

**LRQA センチネルのヒットのうち、56%強がアジアのサプライヤーに関連したものです。**

上位5カ国：



### 産業に関する専門知識

LRQA は業界に関する専門知識と現場での経験を活用して現地のデータソースを特定しています。具体的には ...

**以下をはじめ、様々なデータを利用する 18 以上の情報源：**

- 中国とベトナムの地方政府が運営するホットライン（例：東莞ホットライン・プラットフォーム）
- 業界団体が運営する苦情処理メカニズム（例：RMG サステナビリティ協議会）
- 政府や国際機関(ECHO など)が管理するコンプライアンス・データベース

# コンプライアンス・ギャップの解消とトレーサビリティの強化

## 能力開発の向上

サプライチェーンの能力開発には、労働条件の改善、生産性、サステナビリティおよび企業文化の強化を目的として、組織が自社の従業員やサプライチェーンのパートナーにどのように権限を付与すべきかという点も含まれています。これは、労働者の定着と労働者の満足感から全体的な業務効率にいたるバリューチェーンの全体に恩恵をもたらします。

サプライヤーのエンゲージメントと能力開発は、様々な形態をとる場合がありますが、重要な手段の一つはサプライヤー向けの研修プログラムです。将来のリスクを防ぐためには、サプライヤーと組織の価値観やコミットメントを調和させる必要があるため、サプライチェーンのマネジャーには「サプライヤーについて熟知する」ことを奨励しています。サプライヤー向けの研修は、現場全体の改善を促進し、デューデリジェンスに対する取組みを支援する効率的な方法の一つです。

## サプライチェーンのパートナーに権限を付与してコンプライアンス実現

権限の付与は、組織内での規制遵守をサポートする上で極めて重要な役割を果たしています。サプライチェーンのパートナーに権限を付与することにより、企業は、説明責任と法令遵守に対する責任の共有を基に構築されたパートナーシップをさらに強固にすることができます。サプライヤーとベンダーは、明確なコミュニケーションと協業を通じて規制要件と期待に関する理解を深めることができ、それに応じてそれぞれの慣行を調和させることができます。新しい時代の要求事項を着実に実行する上で、企業とサプライチェーンのパートナーとの一方的な関係は効果的ではありません。主体的で協力的なアプローチは、サプライチェーン全体を強化するだけでなく、サプライチェーンのパートナーが事業活動の全体を通して規制基準を支持することによって法令遵守リスクも軽減させます。

## アプローチの調整

各企業は、具体的なリスクと要求事項に基づき、自社のデューデリジェンス・アプローチをある程度カスタマイズする必要があります。

| 規制遵守に向けた主な活動   |  |  |   |
|--|--|--|---|
| ベースライン   | ブロンズ   | シルバー   | ゴールド  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>リスクエクスポージャーの評価 (EiQ やセンチネルのスキャン機能を活用する場合など)</li> <li>強制労働・児童労働に関する既存の政策とプロセスの現状評価を実施</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>従業員とサプライヤーを教育することによって来るべき変化に備える</li> <li>強制労働や児童労働を防止、軽減および是正するポリシーとプロセスを策定および強化</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>特定の業界、国際商品および地域においてリスクを基盤としたシステムを稼働</li> <li>厳格な報告体制による強制労働および児童労働の追跡とモニタリング</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>迅速な危機対応管理</li> <li>特定の現場で是正のための試験の実施によって懸念される分野に対処</li> <li>権利を有する者を対象にした研修、是正処置計画、その他の是正ツールを設計</li> </ul> |
| 4 ~ 6 週間   | 2 ~ 4 カ月   | 2 ~ 6 カ月   | 6 ~ 12 カ月   |

LRQA は、強制労働規制に合わせた上記のフレームワークなど、法令遵守を保証するため、企業を中心に置いた実行可能なプログラムの開発によってお客様を支援しています。概述されている基本要素によって基盤を確立し、有効な責任ある調達プログラムを構築します。

# 将来への準備

2027年には、世界の消費者市場の3分の1がESG規制による監視対象になると予想しています。このような将来の要求事項と各地域の規制動向の継続的な変化に備えるため、効果的なデューデリジェンスのための明確な基準が設定されています。サステナビリティと倫理的な調達に対するコミットメントを維持しながら、進化する規制上の要求に応えるために、企業がサプライチェーン戦略を積極的に適応させる必要性がますます高まっています。ESGデューデリジェンスの手順は、社会監査の開始以来、過去20年にわたって検証され、法的な枠組みを通じて体系化されてきました。この新しいベンチマークの導入に伴い、企業は人や環境への影響を優先する必要があるため、もはやエンド・ツー・エンドの事業活動全体に存在するリスクを見逃すことはできなくなりました。これは、企業が引き続き目指すべき規範です。

このようなシフトが進む中、データ・プラットフォーム、アナリティクス、積極的なリスク管理、トレーサビリティ対策を活用することは、もはや単に有利であるだけでなく、一歩先を行こうとする企業にとっては必要不可欠なものになっています。今日、技術革新とデューデリジェンスを取り入れることで、企業は明日の規制環境の不確実性を自信と誠実さで乗り切ることができます。



重要な

問題にフォーカス

前へ



## LRQAについて:

LRQAは、審査、アドバイザリー、検査、サイバーセキュリティサービスにおける数十年にわたる比類なき専門知識を結集し、データ主導の洞察に裏打ちされた、世界有数のアシュアランスパートナーです。

150カ国以上で事業を展開し、5,000人以上のスタッフを擁するLRQAでは、定評あるコンプライアンス、サプライチェーン、サイバーセキュリティ、ESGの専門家が、世界各地のほぼ全ての業種にわたる60,000社を超えるお客様のリスクの予測、軽減、管理を支援しています。

LRQAは、従業員、お客様、コミュニティのほか、地球環境のためにより良い未来を形作ることに全力を注いでいます。

## お問い合わせ

詳細については、<https://www.lrqa.com/ja-jp/> をご覧ください。



### LRQA リミテッド

〒 220-6010  
横浜市西区みなとみらい 2-3-1  
クイーンズタワー A10 階

本書に示すすべての情報が正確かつ最新であるように、LRQA リミテッドでは細心の注意を払っています。ただし、情報の不正確さや変更について当社は一切の責任を負いません。

LRQA は、LRQA Group Limited およびその子会社の商号です。詳細については [www.lrqa.com/entities](http://www.lrqa.com/entities) をご参照ください。

© LRQA Group Limited 2024

LRQA

YOUR FUTURE. OUR FOCUS.